

令和 6 年度

地区別町内会連絡会議

幕別地区	令和 6 年11月11日（月）	10：00～	役場 3 階会議室 3－A・B・C
札内地区	令和 6 年11月11日（月）	14：00～	札内コミュニティプラザ集会室 1・2
忠類地区	令和 6 年11月12日（火）	14：00～	忠類コミュニティセンター大ホール

幕別町民憲章

- *たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。
- *きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。
- *美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。
- *未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましょう。

幕別町歌

作詩・小倉 和子
作曲・万城目 正

- 1 風かおり 稲穂がゆれる
朝日をあびて 豊かに稔れよ
今日の幸せ 天に祈ろう
あゝ希望の鐘が
幕別のおかに 今日もこだまする
- 2 空青く 雲が流れる
希望新たに とどろき進めよ
今日の生命を 星に祈ろう
あゝ平和の鐘が
幕別の畑に 今日も鳴りひびく

次 第

1 町長挨拶

2 説明事項

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 投票区の再編（案）について | (資料 1) |
| (2) 住民票等のコンビニ交付サービスの導入について | (資料 2) |
| (3) 健康保険証の今後の取扱いについて | (資料 3) |
| (4) 公共施設太陽光発電施設設置予定について | (資料 4) |
| (5) ごみ集積所について | (資料 5) |
| (6) 福祉除雪事業について | (資料 6) |
| (7) 令和 6 年 9 月能登半島大雨災害義援金の協力について | (資料 6) |
| (8) 除雪管理システムについて | (資料 7) |
| (9) 公開型地理情報システム（G I S）について | (資料 8) |
| (10) 街区公園の維持管理等に関するアンケート調査の結果について | (資料 9) |

3 情報交換

町出席者名簿

町 長	飯田 晴義
副町長	伊藤 博明
教育長	笹原 敏文
企画総務部長	山端 広和
住民生活部長	寺田 治
保健福祉部長	亀田 貴仁
経済部長	高橋 修二
建設部長	小野 晴正
忠類総合支所長	鯨岡 健
札内支所長	川瀬 吉治
教育部長	白坂 博司
政策推進課長	宇野 和哉
総務課長	西田 建司
住民課長	佐々木 一成
防災環境課長	半田 健
防災環境課参事	山岸 伸雄
土木課長	香田 裕一
地域振興課長	谷口 英将
保健福祉課長	北原 正喜
経済建設課長	吉仲 有希
生涯学習課長	石田 晋一

○開催地区別町内会名

11/11(月) 10:00～ 幕別町役場	幕別地区 42町内会	本町1 水川 潔	本町2 宮内 利男	本町3 上田 敏也	幸町 鉾建 賢治	旭町1 藤原 孟	旭町2 景山 信夫	旭町東 阿部 麗子
		錦町1 松本 敏	錦町2 吉田 正司	寿町1 森脇 登	寿町2 折笠 良一	寿町3 斉藤 博	宝町 高畠 政由	南町1 平譯 博美
		南町2 谷友 道廣	緑町1 折笠 政弘	緑町2 浅井 祐一	緑町3 稲上 豊彦	緑町4 柿崎 俊男	新町 妹尾 真	
		相川 那須 功	相川南 逢坂 祐幸	相川西 大道 健實	相川北 高井 正行	大豊 稲葉 佳且	豊岡2 影山 憲一	明野南 宗廣 武夫
		明野北 加藤 義隆	新川 氏家 博行	軍岡 折笠 健	南勢 福島 輝幸	猿別 笹島 喜郎	西猿別 内野 和夫	新和 小尾 一彦
		糠内市街 栗野 実	五位 長谷川 政志	糠内第一 橋本 浩弥	中糠内 山田 敏明	美川 山田 智康	明倫 中村 徳之	中里 深松 俊英
		駒畠 本田 晴美						

11/11(月) 14:00～ 札内コミプラ	札内地区 55町内会	北町1 森田 茂生	北町2 下山 一志	北町3 伊藤 孝志	桜町北 中村 政司	桜町中央 二ツ山 智	桜町中央 江崎 俊子	西町2 渡辺 政博
		新北町東 高橋 一造	新北町西 高道 昭夫	共栄町2 稲田 勝彦	中央町1 松村 博義	中央町2 神山 央	中央町3 甲谷 英司 (会長代行)	豊町 秋江 範之
		春日町 佐川 寿勝	東春日町 久世 政雄	青葉町1 萬谷 司	青葉町2 原田 啓二	札内区 佐々木 義美	暁町東 谷口 和弥	暁町西 酒井 康之
		暁町北 木村 直矢						
		泉町 岡崎 節子	泉東 乾 政富	あかしや 大野 義夫	あかしや南1 村上 道隆	あかしや南2 板垣 健三郎	あかしや中央 梶原 源基	文京町 中橋 伸勝
		みずほ町 土谷 圭一	若草町1 三好 義隆	若草町2 千葉 正夫	若草町3 庄司 克哉	桂町1 佐藤 征夫	桂町2 道西 義彦	桂町3 鈴木 祐三
		北栄町1 山谷 孝之	北栄町2 井上 伸一	西町1 三田 清美	共栄町1 安田 宝生	共栄町3 小坂 修		
		千住1 磯部 敏弥	千住2 帰山 茂義	千住東 高橋 健雄	稲志別 西川 保	新生 関口 保夫	依田 山口 文宏	西和 田邊 忠幸
		昭和 佐藤 久紀	上稲志別 伊東 俊之	日新1 森 富士章	日新2 松田 郁夫	豊岡1 二瓶 一博	途別 熊田 由幸	古舞 佐藤 宏孝

11/12(火) 14:00～ 忠類コミセン	忠類地区 14町内会	忠類栄町 山崎 和夫	忠類幸町 星久保 幸一	忠類本町 及川 昇	忠類錦町 佐藤 博志	忠類白銀町 吉田 隆一	忠類西当 八重樫 政典	忠類上忠類 川島 秀樹
		忠類上当 山下 浩昭	忠類東宝 向井 直樹	忠類元忠類 竹内 政敏	忠類幌内 佐藤 孝力	忠類新生 桑原 俊明	忠類豊成 豊田 祐二	忠類晩成 高橋 和彦

111町内会

投票区の再編（案）について

幕別町選挙管理委員会では、現在の23投票区となって18年が経過し、選挙をめぐる制度や社会情勢が変化していることから、投票区の再編を検討しています。

すべての有権者にとって、より投票しやすい環境を整えるとともに、この先20年で約15%減という本町の人口推計を踏まえ、20年後を見据えた投票区及び投票所の再編を行い、公正で円滑な選挙事務の執行を目指したいと考えています。

1 投票所をめぐる現状

(1) 有権者数の減少

選挙権が18歳以上に拡大した平成28年をピークに有権者数が減少

(2) 期日前投票制度の浸透

期日前投票の増加に伴い、当日投票所の利用者数の減少

2 課題

(1) 選挙事務従事者等に係る課題

投票立会人のなり手不足、投票事務・開票事務に当たる職員の負担

(2) 投票環境の課題

土足不可（20か所）や段差未解消（屋外スロープ未整備2か所、玄関段差未解消7か所）

3 再編の目的

(1) 現状を踏まえた効率的な選挙事務の執行

投票立会人のなり手不足の解消、投票事務・開票事務従事者の負担軽減

(2) 選挙人にとっての投票環境の向上

すべての投票所の土足化とバリアフリー化

4 投票区再編案

現在の23の投票区を11の投票区に再編統合します。（詳細は、次ページをご覧ください。）

【再編の考え方】

小学校区を基本とし、有権者数（概ね4,000人）、当日の投票者数（概ね1,500人）、投票所施設の規模等を勘案して総合的に判断するものです。

5 移動支援

(1) コミュニティバスの臨時運行と運賃無償化 投票日当日拡大

現在、期日前投票期間中に実施しているコミュニティバスの休日の臨時運行と運賃の無償化を投票日当日にも拡大

(2) 期日指定乗合型巡回車の運行

期日前投票期間中、統廃合した農村地区の旧投票区及び忠類地区を対象に「期日指定乗合型巡回車」を運行

【内 容】 事前予約による公用車での無料送迎（自宅と期日前投票所間の送迎）

【対象者】 対象となる地域（次ページ参照）の選挙人名簿に登録されている65歳以上の方で、自動車運転免許を持っていない方

(3) 「外出支援サービス」の選挙利用分拡大

期日前投票期間（平日のみ）中、公共交通機関の利用が困難で他に移動手段のない方に対し、これまでの「外出支援サービス」（利用回数2か月5回、1か月につき3回まで）を別枠で利用できることとします。（事前申請必要）

現在の投票区・投票所と対象行政区
第1投票区 幕別町役場 本町1、本町2、本町3、幸町、錦町1、錦町2、寿町1、寿町2、寿町3、相川南、相川北
第4投票区 幕別北ふれあい交流館 旭町1、旭町2、旭町4、明野北
第5投票区 猿別近隣センター 豊岡2、猿別、西猿別
第6投票区 相川西近隣センター（一部） 相川、相川西
第19投票区 新和近隣センター 新和
第2投票区 緑町近隣センター 緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、明野南、新川
第3投票区 鉄南ふれあい交流館 宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢
第20投票区 糠内コミュニティセンター 糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、美川、中里
第21投票区 明倫近隣センター 明倫
第16投票区 途別ふれあい交流館 途別
第17投票区 日新近隣センター（一部） 上稲志別、日新2
第18投票区 古舞近隣センター 古舞
第6投票区 相川西近隣センター（一部） 千住東
第7投票区 千住西ふれあい交流館 千住1、千住2
第8投票区 稲志別近隣センター 稲志別、中稲志別、新生、豊岡1
第9投票区 札内コミュニティプラザ 中央町1、中央町2、中央町3、春日町、東春日町、青葉町1、青葉町2
第10投票区 暁町近隣センター 豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北
第11投票区 あかしや近隣センター 泉町、泉東、あかしや、あかしや中央
第13投票区 あかしや南近隣センター あかしや南1、あかしや南2、文京町、みずほ町、依田、西和、昭和
第17投票区 日新近隣センター（一部） 日新1
第12投票区 若草町近隣センター 若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、桂町3
第15投票区 北栄町近隣センター 共栄町1、共栄町3、西町1、北栄町1、北栄町2
第14投票区 札内北コミュニティセンター 共栄町2、新北町東、新北町西、北町1、北町2、北町3、桜町北、桜町中央、桜町南、西町2
第22投票区 駒畠公民館 駒畠
第23投票区 忠類コミュニティセンター 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成



再 編 案
第1投票区 幕別町役場【統合】 本町1、本町2、本町3、幸町、錦町1、錦町2、寿町1、寿町2、寿町3、相川南、相川北 旭町1、旭町2、旭町4、明野北 豊岡2、猿別、西猿別 相川、相川西 新和
第2投票区 幕別町保健福祉センター【統合・新設】 緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、明野南、新川 宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢
第3投票区 糠内コミュニティセンター【統合】 糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、美川、中里 明倫
第4投票区 途別ふれあい交流館【統合】 途別 上稲志別、日新2 古舞
第5投票区 札内コミュニティプラザ【統合】 千住東 千住1、千住2 稲志別、中稲志別、新生、豊岡1 中央町1、中央町2、中央町3、春日町、東春日町、青葉町1、青葉町2
第6投票区 暁町近隣センター（変更なし） 豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北
第7投票区 札内南コミュニティセンター【統合・新設】 泉町、泉東、あかしや、あかしや中央 あかしや南1、あかしや南2、文京町、みずほ町、依田、西和、昭和、 日新1 ※ 泉町、泉東は、第5投票区への統合を含め検討中 ※ 日新1は、第4投票区への統合を含め検討中
第8投票区 若草町近隣センター（変更なし） 若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、桂町3
第9投票区 北栄町近隣センター（変更なし） 共栄町1、共栄町3、西町1、北栄町1、北栄町2
第10投票区 札内北コミュニティセンター（変更なし） 共栄町2、新北町東、新北町西、北町1、北町2、北町3、桜町北、桜町中央、桜町南、西町2
第11投票区 忠類コミュニティセンター【統合】 駒畠 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成

※ 網掛けの投票区は、移動支援「期日指定乗合型巡回車」の対象地域

住民票等のコンビニ交付サービスの導入について

令和6年12月6日（金）から、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）で、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」、「各種税証明書」が取得できるコンビニ交付サービスを開始します。

◆コンビニ交付サービスを利用できる方

- 幕別町に住民登録がある方
- 利用者証明用電子証明書を搭載（4桁の暗証番号を設定）したマイナンバーカードを持っている方

◆コンビニ交付サービスで取得できる証明書

- 住民票の写し（本人、世帯全員、世帯の一部）
- 印鑑登録証明書（本人のみ）
- 所得証明書（児童手当用は除く）
- 課税証明書
- 納税証明書
- ※ 住民票コードやマイナンバーを記載した住民票は取得できません。
- ※ 印鑑登録証（赤色の手帳）は必要ありません。
- ※ 転出（予定）者や死亡者の除票及び印鑑登録証明書は取得できません。
- ※ DVやストーカー行為などの被害者保護の支援措置を受けている方の証明書は交付できません。



お住まいの市区町村に関わらず、全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

（端末を設置していない等の理由により、一部ご利用いただけない店舗があります）

◆証明書発行手数料

- 1通につき300円

◆利用可能時間

- 午前6時30分から午後11時まで（店舗の営業時間内）
- ※ 緊急のシステムメンテナンスなどで利用できない場合があります。

◆必要なもの

- マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁が必要）

◆その他

- 広報まぐべつ11月号にコンビニ交付サービスの概要を掲載しました。
- 広報まぐべつ12月号にコンビニエンスストア店舗等での取得方法（機械操作）を掲載予定です。
- 町ホームページ、ポスター掲示などで周知を図ります。

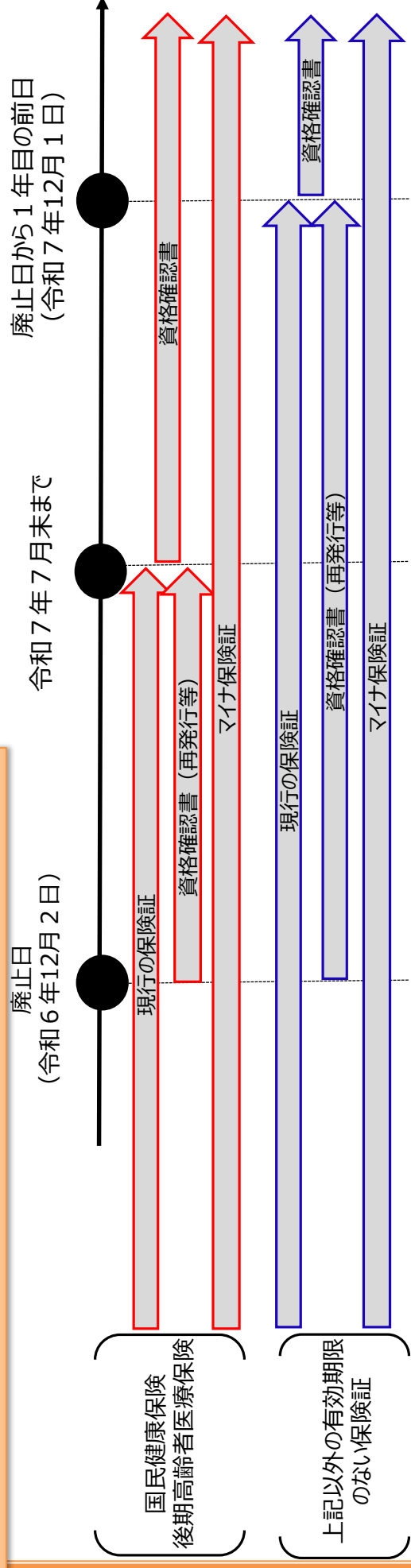
張

- 国は、令和5年4月1日から、医療機関におけるマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認を原則義務化し、同年6月2日に成立した改正マイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することしました。
- また、令和5年12月27日に公布した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」において、**令和6年12月2日**で**現行の健康保険証を廃止**することとしました。

健康保険証（国民健康保険・後期高齢者医療制度）廃止以降の取扱い

- 令和6年12月2日までに交付された保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用できます（**本年7月下旬に発送した保険証の有効期限は令和7年7月31日まで**。一部の方を除きます）。
- マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードの保険証登録が済んでいない方）については、氏名・生年月日・被保険者等記号・番号・保険者情報等が記載された被保険者資格確認書を申請によらず、**プッシュ型で交付**します。

保険証廃止・マイナ保険証移行に関するスケジュール



1 幕別町ゼロカーボンロードマップ

【経緯】

- ・ 2022年 ゼロカーボン元年として取り組みを本格的に開始
- ・ 2024年 幕別町地球温暖化対策実行計画策定（2月）
 エコオフィス幕別プラン（第3期）策定（2月）

⇒ ゼロカーボンシティ宣言「ゼロカーボンシティまくべつ」（3月1日）

※ ゼロカーボンロードマップを作成し計画的に推進

第1期 まくべつゼロカーボンスタートアップ（2024～2026年度）	第2期 まくべつゼロカーボンデザイン（2027～2030年度）
➢ 民生部門：ゼロカーボン推進総合補助金の創設 → 5か年事業〈第1期～第2期事業〉 令和6年7月10日制度化 【補助内容】 ① 太陽光発電機器 + 蓄電池（新設） ② 蓄電池（太陽光発電設置済みの場合） ③ HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） ※ ①と③、②と③は同時設置必須 ④ 高効率給湯器 ⑤ 高効率エアコン ⑥ 北方型住宅ZERO建築 ⑦ 省エネ冷蔵庫買替え ➢ 公共部門 ① 公共施設・公園等LED化事業（2024年度～27年度） ② 太陽光発電施設整備事業（2025年度～28年度） → 第1期～第2期に実施 a 本庁舎レジリエンス強化事業 b 幕別中、給食センターレジリエンス強化事業 ③ EV充電器設置：民間事業者により公共施設駐車場に整備（2024年度：15施設60基設置予定） ④ 公用車EV車（CNG車）導入 ➢ バイオメタン都市構想 集中型家畜バイオマスプラント設置（忠類地域） バイオメタン活用による新たな産業創出とゼロカーボンシティの推進	➢ 民生部門：ゼロカーボン推進総合補助金【2028年度まで継続】 ➢ 公共部門【2028年度まで継続事業】 ① 公共施設公園等LED化事業（2024年度～27年度） ② 太陽光発電施設整備事業（2025年度～28年度） c アルコ、道の駅、福寿太陽光発電整備事業 d 忠類総合支所太陽光発電施設整備事業 ③ 公用車EV車（CNG車）導入 ➢ 公共施設の更なるゼロカーボン化 太陽光発電機器、ガスヒートポンプ（GHP）、EV車（CNG車）、公共施設のZEB化を計画的に推進 ➢ バイオメタン都市構想 都市型家畜バイオマスプラント設置（幕別地域） 家畜ふん尿及び野菜・食品残渣、生ごみ収集によるバイオマスプラント設置 第3期 ゼロカーボンシティまくべつ（2031年度～） ➢ 新技術の普及によるゼロカーボンシティ推進 ・ ペロブスカイト普及に伴う太陽光発電機器普及加速化 ・ バイオメタンガスのLPガス改質に伴うゼロカーボン化の急速な伸展 ・ 水素活用によるゼロカーボン化の推進 ・ 農業、建設業等における大型機械のゼロカーボン化推進（LBM、水素等活用） ・ 基幹電力（北海道電力）のゼロカーボン化 ・ 電池性能の向上、電導技術の開発に伴う電化の更なる推進

2 公共施設への太陽光発電設備の導入について

【目的】

本町では2024年2月、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編）である、「エコオフィス幕別プラン（第3期）」を策定し、2013年度を基準年とし2030年度までに事務事業に伴う温室効果ガスを50%削減する目標とするとともに、本事業により災害レジリエンスを強化すべく事業を行う。

【経緯】

- 令和5年度 「幕別町公共施設再エネ導入ポテンシナル調査業務」（環境省補助事業を活用）

⇒ 電力消費量の多い公共施設30施設について、電力の使用状況や建物及び敷地の面積等から太陽光発電設備の導入規模やその効果について調査を行った。

- 令和6年度 「幕別町公共施設太陽光発電設備等設計業務」

⇒ 令和5年度の調査結果から、特に導入効果が高い6施設について、北海道の「地域新エネルギー設計支援事業」を活用し、主としてPPA事業（※）可能性についての調査及び実施設計を行い、導入の可否を判断する。

- ① 幕別中学校・幕別学校給食センター
- ② 役場本庁舎
- ③ 忠類ふれあいセンター・福寿・ホテルアルコ236・道の駅忠類

※ PPA事業とは

事業者が太陽光発電設備等の設置及び維持管理を行い、町はその設備で発電された電力を契約のもと購入するもの。電気料金の中に設備導入や維持管理の費用が含まれるため、20年程度の長期契約を結ぶこととなる。

本年9月、ごみ集積所に設置されている常設のかご型収集箱の隙間に、外で遊んでいた3歳児が、左手中指を挟め切断する痛ましい事故が発生しました。

現在、かご型収集箱を使用している町内会は、同様の事故が起こらないよう安全管理に努めていただきますようお願いします。

町では従前から、ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルをごみ集積所に設置することを推奨しておりますので、ごみ集積所の新設又はかご型収集箱の更新をする際は、是非ご協力をお願いします。

事故が発生したごみ集積所

【かご型収集箱】



« ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークル形式を推奨しています »

かご型収集箱は

- ・ 常設のため「ごみ箱化」してしまう事例がある（不法投棄されやすい）。
- ・ 個人敷地内に収まらない場合は、通行の妨げとなる恐れがある。
- ・ 過去においても、小学生が登った収集箱が転倒し、頭部と顔面に怪我をし救急搬送される事故があった。

このことから、ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークル形式を推奨しています。

【問い合わせ先】 防災環境課地域環境係 TEL 0155-54-6601

福祉除雪事業について

本年度から、高齢や障がいなどの身体的理由により自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯に対し、外出等の日常生活に必要な通路を確保するための除雪事業を実施します。

町内会に除雪に苦慮されている世帯がある場合は、その世帯に対し、福祉除雪事業についてお知らせくださいますようお願いいたします。

※親族や隣人、町内会等で除雪の支援をいただける方がいる場合は、可能な限り共助の協力をお願いしています。

令和6年9月能登半島大雨災害義援金の協力について

日本赤十字社では、石川県に大きな被害をもたらした令和6年9月の大雨災害に対する義援金の受付をしています。日本赤十字社北海道支部幕別町分区では、次の受付場所に義援金受付窓口及び義援金箱を設置していますので、ご協力をお願いします。

※救援物資の寄贈については、受付していません。

- (1) 受付期間 令和6年9月25日（水）～令和7年3月31日（月）
 - (2) 受付時間 午前8時45分～午後5時30分
 - (3) 受付場所 役場・札内支所・糠内出張所・忠類総合支所・ふれあいセンター福寿
- 【問い合わせ先】福祉課社会福祉係 TEL 0155-54-6612

令和6年度から 福祉除雪事業を開始します

高齢や障がいなどの身体的理由により自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯に対し、外出等の日常生活に必要な通路を確保するための除雪事業を実施します。

身体的要件(次のいずれかに該当し、かつ、自らが除雪を行うことができない方のみで構成する世帯)

- 除雪を行うその年度において75歳以上である方
- 身体障害者手帳1級から3級までに該当する方
- 要介護3から要介護5までに該当する方



収入要件・資産要件等(次のすべてに該当する世帯)

- 前年の収入が生活保護における最低生活費の1.1倍以下の世帯

【対象世帯の例(持家の場合)】

75歳以上の単身世帯	954,000円
75歳以上の夫婦世帯	1,495,000円
75歳と70歳(身体障害2級)の2人世帯	1,764,000円

※ 金額は目安です。個別の世帯については問い合わせください。

- 現金、預貯金、有価証券等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下である世帯
- 町税等を滞納している方が世帯にいないこと(町税等を滞納している方が分納誓約を履行していると認められる場合は除きます。)

費用

無

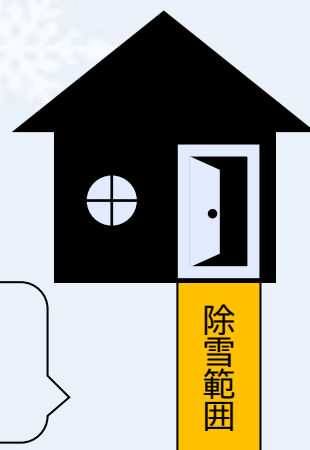
裏面も
ご覧ください

除雪の内容

降雪により町の除雪車両が出動したとき、町道の除雪が終了後、順次、住宅の玄関から公道(国道・道道・町道)までの間を、おおむね1.5メートル幅でかき分け除雪します。

※ 公道のかき分け
除雪による置き雪
も除雪します。

- ・ 玄関から道路までの通路部分
- ・ 幅約 1.5m
- ※ 車庫前や物置、駐車場等は対象外



利用の申請と調査

○ 利用の申請

次の窓口に申請書がありますので、記入のうえ、提出してください。また、ホームページからも申請書をダウンロードすることができます。

- ・ 役場福祉課
- ・ ふれあいセンター福寿
- ・ 札内支所
- ・ 糠内出張所



○ 調査

申請の受け付け後、要件を満たしているかの調査(収入状況や介護・障がいに係る情報等の確認)をさせていただきます。

また、お宅を訪問し、聞き取りや現地確認をさせていただきます。

【重要】利用にあたってのお願い

親族や知人、自宅周辺の隣人、町内会内等に除雪の支援をいただける方がいる場合は、可能な限り除雪の支援を依頼してください。

【問い合わせ先】 幕別町保健福祉部福祉課

電話 0155-54-6612

除雪管理システムについて **NEW**

幕別町では除雪に関する問合せが年間200件以上あり、そのうち「除雪車が来ない」、「除雪車はいつ来るのか?」という内容が全体の約3割を占めています。

これらを解消し、住民サービスの向上を図るため、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した「除雪管理システム」を整備しており、**令和7年1月1日**から運用する予定です。

「除雪管理システム」では、次のようなことができますので、町ホームページからアクセスし、ご利用ください（令和7年1月1日から利用できます。）。

除雪車の現在位置をお知らせ

除雪車の現在位置を地図上（除雪対象路線図）にリアルタイムで表示します。



除雪作業の経過時間をお知らせ

地図上（除雪対象路線図）に除雪作業から経過した時間を色分けして表示します。



町内4箇所の積雪状況を公開

町内4箇所（幕別、札内、糠内、忠類）の赤外線センサーで計測した1時間ごとの降雪深など積雪状況を公開します。



スクールバスの現在位置をお知らせ

スクールバスの現在位置を地図上（スクールバス路線図）にリアルタイムで表示します。



※ ご利用の際は、サイト内のご利用規約への承諾とアンケートにご協力をお願いします。

除雪に関する三つのお願い

- ① 道路に雪を出さない（除雪の遅れ、渋滞事故の発生）。
- ② 路上駐車をしない（除雪の遅れ、救急車両の妨げ）。
- ③ 除雪車に近付かない（除雪の遅れ、危険）。



幕別町では、車道の雪を両側にかき分ける「かき分け除雪」を採用しています。

宅地前の間口に雪を置いていくこととなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ：建設部土木課管理係 TEL54-6622

公開型地理情報システムについて **NEW**

道路台帳をはじめ、位置情報を必要とする行政情報の提供は、紙媒体のため、窓口で対応していますが、これら窓口対応は年間で700件以上、電話での問合せも含めると年間2,000件以上となっています。

これらを解消し、住民サービスの向上を図るため、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した「公開型地理情報システム（GIS）」を整備しており、**令和7年3月1日**から運用する予定です。

「公開型地理情報システム」では、次のようなことができますので、町ホームページからアクセスし、ご利用ください（令和7年3月1日から利用できます。）。

各種地図を**無償提供**

町が保有する地図データ（道路台帳図、都市計画図、ハザードマップ等）をオープンデータとして無償で提供します。



町内の地図情報を**集約**

町内の地図情報を一つのサイトに集約するので、いつでもどこでも誰もが必要な情報を瞬時に取得できます。

窓口対応の時間も短縮！



地図情報を**リアルタイム**に

職員自らがGISを操作し、地図を作成するため、通行止め、クマの出没、避難路の情報など必要な地図情報をリアルタイムで提供します。



正確な地図情報を提供

最新の測量技術で作成したデジタルマップを使用し正確な地図情報を提供します。

地図上で距離計測などもできます。



※ ご利用の際は、サイト内のご利用規約への承諾とアンケートにご協力をお願いします。

提供する地図情報について

地図情報は、随時更新し、追加する予定ですが、令和7年3月1日からは概ね次の地図情報を公開する予定です。

【道路台帳図、都市計画図、農用地区域図、林班図、地番図、ハザードマップ等】

街区公園の維持管理等に関するアンケート調査の結果について

街区公園の芝生の草刈りや公園清掃、トイレ清掃の実態を把握するとともに、街区公園の管理方法の見直しや再編・集約化を検討するため、令和5年8月15日から9月22日までの期間で、58箇所の街区公園を管理する39の町内会に対し、アンケートを実施しました。

アンケートでは、35の町内会に回答いただいたことから、回答率が89.7%と非常に高く、街区公園の管理実態等を把握する貴重なアンケートとなりました。

ご協力いただいた皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

アンケートの結果を受け、街区公園の管理方法の見直しを進めていますが、今後は、人口減少や少子高齢化を踏まえた街区公園の再編・集約化や、地域ニーズにあった都市公園の新たな利活用を検討する必要があることから、令和7年度中に街区公園の統廃合や再整備の方針を定め、地域の意見を反映した持続可能な管理方法を確立する予定です。

このため、新たな管理方法を確立するまでの期間は、引き続き、町内会での管理をお願いしたいと考えておりますが、町内会での管理に不安がある場合などは、個別に対応いたしますので、土木課公園整備係までご相談ください。

街区公園の維持管理等に関するアンケート調査結果（抜粋）

目的	街区公園を管理する町内会の実態把握と意見集約
対象	58の街区公園を管理する39の町内会（トイレ清掃は32公園で24町内会）
調査方法	郵送配付、FAX・持参・インターネットによる回答
実施期間	令和5年8月15日～9月22日
回収率	35町内会（回収率89.7%）

1 街区公園の維持管理（草刈り、トイレ清掃）について

① 1年間の草刈り平均回数	1位：年4回 32.1%	2位：年5回 18.9%	平均：年4.6回
② 草刈り1回あたり平均人数	1位：7人 21.3%	2位：6人 10.6%	平均：11.0人
③ 草刈りの年間総額	1位：7～8万円23.1%	2位：1～2万円15.4%	平均：4.8万円
④ トイレ清掃の平均回数	1位：月4回 31.0%	2位：月1回 24.1%	平均：月6.2回
⑤ トイレ清掃の年間総額	1位：3～4千円22.2%	2位：1～2千円18.5%	平均：9.0千円

2 街区公園の管理で困っていること

1位：草刈りや清掃作業への参加者が少ない	31.1%
2位：草刈りや清掃作業が負担となっている	22.3%
協働のまちづくり支援事業の交付金の額が少ない	22.3%

3 街区公園の今後について

1位：引き続き町内会で管理するので街区公園を残してほしい	55.4%
2位：幼児用公園や高齢者用公園など街区公園の機能を再編してほしい	10.7%
3位：利用者がいないので町内会で管理している街区公園を廃止してほしい	3.6%
使われていない街区公園を集約化し新たな公園を設置してほしい	3.6%